

役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江戸川菜の花の会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬および実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、説明等のために評議員会に出席した役員等には評議員と同一の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、月の報酬及び実費弁償費の総額が別表3を超える場合には、別表3の金額を上限とする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(継続業務に係る役員等の報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均1日以上業務にあたる役員に対しては別表3により、月額報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条及び前条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

3 決算時における監事の監査業務に対しては、別表3の月額報酬及び実費弁償費を支払うことができる

(監事の報酬等)

第 6 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員選任・解任委員の報酬等）

第 7 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応及び虐待防止第三者委員の勤務報酬）

第 8 条 苦情対応及び虐待防止第三者委員（以下「第三者委員」という。）が虐待防止委員会に出席したとき、または、理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 第三者委員が虐待防止委員会又は理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応等の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（報酬の支給方法）

第 9 条 報酬等は、本人の同意を得た上、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込み支払うものとする。ただし、本人の同意が得られない場合は通貨をもって支払うことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

3 報酬等は、翌月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日等にあたる場合はその前日に支払うものとする。

（出張旅費）

第 10 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支

払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 11 条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 12 条 役員等は、法人職務証跡として、出勤簿等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第 13 条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する

この規程は平成 29 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は平成 29 年 11 月 29 日より施行する。

役員及び評議員等の報酬に関する規程 別表

別表 1 (日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等		
＊理事長	12,000 円	1,000 円
＊理事	10,000 円	1,000 円
＊監事	12,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円	1,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円
苦情対応・虐待防止第三者委員報酬等	5,000 円	1,000 円

別表 2 (日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円	1,000 円
理事及び評議員業務報酬等	8,000 円	1,000 円
監事監査指導報酬等	10,000 円	1,000 円
苦情対応・虐待防止第三者委員業務報酬等	8,000 円	1,000 円

別表 3 (月額)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	50,000 円	3,000 円
理事及び評議員業務報酬等	30,000 円	3,000 円
監事監査指導報酬等(決算)	30,000 円	3,000 円

別表 4 (日額)

旅費	宿泊費(1泊あたり)	報酬	その他
実費	25,000 円	10,000 円	実費